

Ⅱ 飼料用輸入麦（食糧法第 42 条及び飼料需給安定法第 4 条）

第 1 販売する飼料用輸入麦

農産局長は、第 2 の買受資格者に対し飼料用輸入麦^{*1}「以下「飼料用麦」という。）」を随意契約により販売する。

第 2 買受資格者

第 4 章のⅡ第 3 の 4 の(2)により飼料用特別売買麦の買受資格者として承認されている者を、本章Ⅱにおいても買受資格者とする。

第 3 買受申込みの受付

1 農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、必要があると認めた場合に限り、買受資格者から、見積合せに先立って、買受けの申込み（以下「買受申込み」という。）を受け付ける。

2 買受資格者は、「飼料用輸入麦買受申込書」（様式 3-Ⅱ-1。以下「買受申込書」という。）により、飼料用麦の買受けを希望する月ごとに、当該月の 4 か月前の月の 20 日までに買受申込みを行う。ただし、畜産局長が特に必要と認める買受申込みの場合にあっては、この限りでない。

なお、買受申込書に記載できる輸入港は、植物防疫法施行規則第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる港とし、1 輸入港当たり、原則として 1 バースを選択するものとする。

3 買受資格者は、買受申込みを行った時点でバースが確定していないときは、買受申込書に複数のバースを記載することができる。

4 畜産局長は、買受申込みを行った買受資格者（以下「買受申込人」という。）が売買契約を締結する意思を持って 2 の買受申込みをしていないと認めるときは、当該買受申込人について、売買契約を締結する意思がないことが判明した日から 4 か月の間、当該買受申込人からの買受申込みを受け付けない。

5 買受申込人は、不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由による場合であつてやむを得ない事情があると畜産局長が認めたときを除き、買受申込みを行った飼料用麦に係る見積合せに、必ず参加しなければならない。

6 買受申込人は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙 3-Ⅱ-1）について買受申込み前に確認しなければならない、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとする。

第 4 販売手続

農産局長は、特に必要と認める場合を除き、飼料用麦の販売に係る見積合せを行う。

1 販売の通知

(1) 食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長（以下「農産局長（契約担当官）」という。）は、飼料用麦の販売に係る見積合せを行う場合は、次の事項を記した「飼料用輸入麦販売に係る見積合せの実施について」（様

様式 3-Ⅱ-1

(P. 飼麦販-18)

【飼料用輸入麦買受
申込書】

別紙 3-Ⅱ-1

(P. 麦販-13)

【暴力団排除に関する
誓約事項】

^{*1} 食糧法第 42 条第 1 項の規定に基づき飼料用として輸入した麦をいう。

式 3-Ⅱ-2) 及び「販売ロット表」(様式 3-Ⅱ-3) を公示するとともに、買受申込人に対し通知する。

- ア 販売対象麦の種類
- イ 銘柄及び数量
- ウ 引渡条件
- エ 現品引渡日
- オ 見積合せに参加する者に必要な資格
- カ 契約条項を示す場所
- キ 見積合せの日時及び場所
- ク 見積書に関する事項
- ケ 見積りの無効に関する事項
- コ 買受予定人の決定方法
- サ 契約締結期限
- シ 契約の締結に関する事項
- ス その他必要な事項

(2) (1)の通知は、見積合せの日の 2 日前までに行う。

ただし、急を要する場合においては、その限りでない。

(3) 会計年度末の販売については、3 月 28 日までに現品の引渡しを完了させる。

なお、当該期間の末日が行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に定める休日の場合はその直前の開庁日とする。

2 予定価格

- (1) 畜産局長は、飼料用麦のマークアップ額と港湾諸経費(安全性検査費用等)を考慮し、飼料用麦の種類ごとに販売予定価格を定める。
- (2) 畜産局長は、販売予定価格の作成に当たっては、直接契約に係る職員を関与させてはならない。
- (3) 畜産局長及び農産局長(契約担当官)は、販売予定価格を厳重に取り扱うとともに、これを公表又は提示してはならない。

3 見積合せの実施

農産局長(契約担当官)は、見積合せを実施する場合は、買受申込人に対し、「見積書」(様式 3-Ⅱ-4)を提出させる。

4 買受予定人の決定

(1) 農産局長(契約担当官)は、以下により買受予定人の決定を行う。

- ア 販売予定価格以上の価格の申込みを行った買受申込人であると認められた者のうち、申込価格の高いものから順次販売可能数量に達するまでの買受申込人をもって買受予定人とする。
- イ 買受可能となるべき同一価格の申込みをした買受申込人が 2 人以上あるときは、申込数量の多い者から順次買受予定人とする。
- ウ 買受可能となるべき同一価格、同一数量の申込みをした買受申込人が 2 人以上あるときは、直ちに当該買受申込人にくじを引かせて買受予定人を決定する。

様式 3-Ⅱ-2

(P. 飼麦販-19)

【飼料用輸入麦販売に係る見積合せの実施について】

様式 3-Ⅱ-3

(P. 飼麦販-22)

【販売ロット表】

様式 3-Ⅱ-4

(P. 飼麦販-23)

【見積書】

エ ウの場合において、情報管理システムを利用した見積合せの場合は、買受申込人に代わって、見積合せを執行する職員以外の職員にくじを引かせる。

オ アからエまでの場合において、最後の順位の買受申込人の申込数量が他の買受予定人の買受予定数量と合計して販売可能数量を超える場合は、その超える数量については申込みがないものとする。

(2) 次の各号のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

ア 買受資格がない者がした申込み

イ 見積書の提出に際し、虚偽の申告をした者がした申込み

ウ 見積価格を訂正した申込み、円未満の端数を付した申込みその他所定の記載方法によらない申込み

エ 同一人が、同一ロットに対し2通以上の見積書を提出して行った申込み

オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした申込み

カ 1の販売の通知において見積書の提出に関して制限を設けた場合に、その制限に反して見積書を提出した者の申込み

キ 買受申込みの内容と異なる申込み（不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由によりやむを得ないと農産局長が認めたときを除く。）

ク 暴力団排除に係る誓約事項（別紙 3-Ⅱ-1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた申込み

(3) 農産局長（契約担当官）は、見積合せの結果、販売予定価格以上となる申込数量の合計が販売可能数量に達しない場合は、初度の買受申込人のうち、販売予定価格に達しない価格で申込みを行った買受申込人のみに周知の上、その達しない数量について、再度見積合せを行うことができる。

再度の見積合せは、初度の見積合せの継続延長として行うため、初度の販売条件及び予定価格の変更は行わない。

(4) 農産局長（契約担当官）は、(1)の買受予定人を決定したときは、速やかに、買受申込人に対し当該買受申込人の見積合せの結果を通知する。

5 売買契約の締結

(1) 農産局長（契約担当官）は、4により買受予定人を決定したときは、1の(1)で通知した契約締結期限までに当該買受予定人に「飼料用輸入麦売買契約書」（以下「売買契約書」という。）（正本2部）を作成させる。

(2) 売買契約は、農産局長（契約担当官）及び買受予定人（その代理人を含む。）が「売買契約書」に記名押印することにより成立する。

(3) (2)により農産局長（契約担当官）が記名押印したときは、当該売買契約書の正本1部を買受予定人に送付する。

(4) 農産局長（契約担当官）は、売買契約した際は、「飼料用輸入麦売買契約締結通知書」（様式 3-Ⅱ-5）により、速やかに、当該売買契約に係る飼料用麦の買入受託者に通知する。

6 契約保証金（会計法第29条の9）

(1) 農産局長（契約担当官）は、会計法第29条の9に基づき、国と契約を結ぶ買受予定人に対し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせ

【飼料用輸入麦売買
契約書】

様式 3-Ⅱ-5

(P. 飼麦販-24)

【飼料用輸入麦売買
契約締結通知書】

なければならない。

ただし、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金を免除することができる。この場合においては、買受予定人から次の各号の一に該当することを証する書類^{*1}を徴し、確認の上、買受予定人に契約保証金の免除を通知する。

ア 買受予定人が物品の販売代金を即納する場合

イ 買受予定人が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合

ウ 買受予定人が次のいずれかに該当し、資産信用ともに確実であることから契約保証金の納付の必要がないと認められる場合

(ア) 自己資本比率（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 440 条に定める貸借対照表の総資本に対する自己資本（株主資本と評価・換算差額等の和）の比率）が 20 パーセント以上であること

(イ) 流動比率（会社法第 440 条に定める貸借対照表の流動負債に対する流動資産の比率）が 110 パーセント以上であること

(ウ) 銀行等の融資証明書^{*2}（様式 3-Ⅱ-6。ただし、銀行等の既定の融資証明書について農産局長（契約担当官）が認めるときは、当該融資証明書及び様式 3-Ⅱ-6 の別紙計算書とする。）を受けられること

(2) 契約保証金を免除された買受資格者は、経営の状況等に著しい変更があった場合は、その都度、「経営状況報告書」（様式 3-Ⅱ-7）を農産局長（契約担当官）に提出する。

(3) 農産局長（契約担当官）は、経営状況報告書を審査の上、必要に応じて、契約保証金の免除を取り消し、契約保証金を請求することができる。

7 バース及び保管場所の決定

(1) 買受予定人は、買受人窓口又は買入受託者から提供される積来船の動向を踏まえ、積来船が入港する予定日の概ね 7 日前までに、バース及び保管場所を決定し、「バース及び保管場所通知書」（様式 3-Ⅱ-8）により、農産局長及び買入受託者に報告する。

(2) (1)の決定に当たっては、買受予定人は、別紙 3-Ⅱ-2 に定める保管場所の要件を満たし、かつ、搬入を予定している数量（以下「搬入予定数量」という。）を収容できる保管場所を確保の上、決定する。

(3) 農産局長は、港湾事情等により買受予定人による保管場所の確保が困難な場合は、買受予定人、買入受託者との間で必要な調整を行う。

(4) 買受予定人は、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 9 条第 1 項の規定による消毒又は第 1 章の規定による貯穀害虫の駆除を実施するためにやむを得ない場合を除き、原則として、(1)により決定されたバース及び保管場所を変更することはできない。

様式 3-Ⅱ-6

(P. 飼麦販-25)

【融資証明書】

様式 3-Ⅱ-7

(P. 飼麦販-27)

【経営状況報告書】

様式 3-Ⅱ-8

(P. 飼麦販-28)

【バース及び保管場所通知書】

別紙 3-Ⅱ-2

(P. 飼麦販-15)

【輸入麦の保管場所の要件について】

*1 ウの(ア)又は(イ)に該当する場合は、直前事業年度における決算報告書又はこれに準じる資料とする。

*2 融資証明書とは、銀行等が融資を証明する書類をいう。

8 搬入予定数量の変更

買受予定人は、搬入予定数量を変更する場合は、次の条件を満たした上で、バース及び保管場所の決定を通知する日までに、「輸入港間の数量の変更報告書」（様式 3-Ⅱ-9）により、農産局長に対して報告する。これに伴い売買契約の改定が必要なときは、農産局長は、買受予定人と協議の上、売買契約を改定する。

- (1) 搬入予定数量の変更を行う輸入港については、全て同じ積来船で飼料用麦を搬入すること。
- (2) 売買契約数量に変更がないこと。
- (3) 変更に係る積来船に船積みされた飼料用麦について、搬入予定数量を変更しようとする輸入港において買受けを予定している全ての買受予定人及び買入受託者から別紙 3-Ⅱ-3 による同意を得ていること。
(なお、同意については、年度当初に年間を通じた同意を得ることができるものとする。)

9 検収予定の通知等

- (1) 農産局長（契約担当官）は、検収を行う予定の日（以下「検収予定日」という。）が確定したときは、検収予定日の 3 日前までに、検収する予定の飼料用麦の売買契約番号、積来船、輸入港、検収場所、原産国、銘柄及び検収予定数量を、「検収予定通知書」（様式 3-Ⅱ-10）により、当該飼料用麦の引渡しを受ける買受予定人に通知する。
- (2) 買受予定人は、検収予定日までに、買入受託者から提出された検査証明書の写し及び売買契約書付録第 2 に定める安全性に係る証明書の写しにより、輸入麦の品位及び安全性を確認する。

10 買受申出書の提出

農産局長（契約担当官）は、検収予定の通知を受けた買受予定人に対し、「買受申出書」（様式 3-Ⅱ-11）を記入させ、検収予定日の前日までに提出させる。

11 代金の納付

農産局長（歳入徴収官）は、買受予定人に対し納入告知書及び当該納入告知書に記載された買受代金の内訳を記した明細を発行し、代金納付期限までに買受代金を納付させる。

12 引渡方法

- (1) 飼料用麦の引渡しは、飼料用麦を保管しているサイロにおける在姿とし、農産政策部長（物品管理官）が発行する荷渡指図書の交付により行う。

*1

様式 3-Ⅱ-9

(P. 飼麦販-29)

【輸入港間の数量の変更報告書】

別紙 3-Ⅱ-3

(P. 飼麦販-17)

【輸入港間の数量変更に係る同意書】

様式 3-Ⅱ-10

(P. 飼麦販-30)

【検収予定通知書】

様式 3-Ⅱ-11

(P. 飼麦販-31)

【買受申出書】

*1 買受人が、飼料用麦を保管している者から物品（輸入麦）の引取りをするときは、「物品取扱要領」別紙 1-1「荷渡指図書及び出庫証による物品引渡しの手引」の第 3 の 2 の(3)の規定による。

なお、農産政策部長（物品管理官）は、買受代金の納付を確認した上で荷渡指図書を発行する。

- (2) 農産政策部長（物品管理官）は、(1)の規定にかかわらず、農産局長が別に定める場合には、買受予定人に対して荷渡指図書を交付することができる。
- (3) 飼料用麦の所有権及び危険負担は、(1)又は(2)の荷渡指図書の交付により、農産政策部長（物品管理官）から買受予定人に移転する。

13 責任の免除

- (1) 農産局長（契約担当官）は、買受予定人に対して飼料用麦の数量又は第1章第12の1に定める到着期限の遅延において発生した損害を填補する責任を負わないものとする。
- (2) 買受予定人は、農産局長から飼料用麦の引渡しを受けた日から1か月以内に買入受託者に対して(1)の損害の填補に係る申出を行い、買入受託者との間で当該損害の填補に係る契約を締結することができる。

第5 売渡条件

1 飼料用輸入小麦に係る売渡条件

飼料用輸入小麦の売渡しの際には、飼料需給安定法（以下「飼安法」という。）第6条第1項の規定に基づき次の条件を付する。

- (1) 買受人は、政府から配合飼料*1 用輸入小麦（以下「配合小麦」という。）を買い受けた場合は、第8に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、「飼料用輸入麦加工工場指定要領」（平成13年3月31日付け12生畜第1866号食糧庁長官、生産局長通知。以下「工場指定要領」という。）に定めるところにより指定を受けた工場（以下「指定工場」という。）のうち配合飼料用輸入小麦加工工場（以下「配合小麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割又は圧ぺん方法による変形加工を行った上、その加工品の全量を配合小麦指定工場において配合飼料の原料とし、又は使用させなければならない。

ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

- (2) 買受人は、政府から単体飼料用輸入小麦（以下「単体小麦」という。）を買い受けた場合は、第8に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、指定工場のうち単体飼料用輸入小麦加工工場（以下「単体小麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、加熱圧ぺん加工方法*2 又はばん砕加工方法（単体小麦ふすま混合飼料*3 を製造する場合に限る。）による変形加工を行わなければならない。

ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

*1 配合飼料とは、関税定率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）第2条第1項の条件を備えた配合飼料をいう

*2 単体小麦の加熱圧ぺん加工方法による変形加工とは、1.5ミリメートル程度又はそれ以下の厚さに加熱・加圧加工することをいう。

*3 単体小麦ふすま混合飼料とは、ばん砕した単体小麦に政府から買い受けた飼料用輸入小麦以外の小麦

から製造されたふすま（以下「一般ふすま」という。）をその重量の 30%以上混合した飼料をいう。

- (3) 配合小麦としての加工使用期限及び単体小麦としての加工期限は、飼料用輸入小麦の買受人への荷渡指図書交付の日から 4 か月を経過した日までとする。

ただし、買受人が、買受現品の到着の遅延、配合小麦の加工品を使用した配合飼料在庫の増加、単体小麦の加工品の増加等やむを得ない理由により、加工使用期限又は加工期限の延期を希望し、あらかじめ、その理由を記載した加工期限延長届（様式 3-Ⅱ-12）を指定工場が所在する農政局長等（以下「工場所在地農政局長等」という。）に提出したときは、この限りでない。

- (4) 買受人は、配合小麦については(3)の加工使用期限内に(1)の配合小麦の全量の変形加工及び使用が完了したことについて、単体小麦については(3)の加工期限内に(2)の変形加工が完了したことについて、それぞれ変形加工及び使用又は変形加工の完了後遅滞なく、「飼料用輸入麦証明事務取扱要領」（平成 13 年 3 月 31 日付け 12 生畜第 1867 号食糧庁長官、生産局長通知。以下「証明要領」という。）に定めるところによる証明（以下「証明」という。）を自ら行わなければならない。

ただし、買受人が設備、人員等の都合により証明が行えない場合は、当該証明の全部又は一部を次の各号に掲げる要件を満たす者に委託して行わせることができる。

ア 買受人、運送業者、倉庫業者又は飼料製造業者との利害関係がなく公正かつ確実に証明ができると認められること

イ 通年的に証明できると認められること

ウ 証明するために必要な技能及び器具を有していること

- (5) 買受人は、配合小麦若しくは単体小麦の変形加工品を他の用途に供し、又は譲渡してはならない。ただし、第 8 に規定するところにより転売し、又は貸し付ける場合は、この限りではない。
- (6) 買受人は、指名停止者等に対し、配合小麦又は単体小麦に係る(1)及び(2)に規定する委託その他の業務の委託（以下「小麦委託等」という。）をし、又は買受人から配合小麦若しくは単体小麦を買い受けた買受人の構成員に指名停止者等への小麦委託等をさせてはならない。
- (7) 買受人は、(4)の証明の際、確認又は使用した帳簿及び関係書類を、譲渡を行った後 2 年間保存する。
- (8) 買受人は、買受人から飼料用麦を買い受けた買受人の構成員に対し、指名停止者等への転売又は貸付けをさせてはならない。

2 飼料用輸入大麦に係る売渡条件

飼料用輸入大麦の売渡しに際しては、飼安法第 6 条第 1 項の規定に基づき次の条件を付する。

- (1) 買受人は、政府から配合飼料用輸入大麦（以下「配合大麦」という。）を買い受けた場合は、第 8 に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、指定工場のうち配合飼料用輸入大麦加工工場（以下「配

様式 3-Ⅱ-12

(P. 飼麦販-32)

【加工期限延長届】

合大麦指定工場」という。)において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕、ひき割又は圧ぺん方法による変形加工を行った上、その加工品の全量を配合大麦指定工場において配合飼料の原料として使用し、又は使用させなければならない。

ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

- (2) 買受人は、政府から単体飼料用輸入大麦（以下「単体大麦」という。）を買い受けた場合は、第8に定めるところにより転売し、又は貸し付ける場合を除き、指定工場のうち単体飼料用輸入大麦加工工場（以下「単体大麦指定工場」という。）において、その全量を自ら又は委託により、ばん砕加工*1、ひき割り加工*2、圧ぺん加工*3（外皮を除去して行う圧ぺん加工については、原麦重量の5%以内において外皮を除去したものに限る。）又は畜産局長が定める方法による変形加工を行わなければならない。

ただし、買受人たる承認工場を所有する者は、自らが所有する承認工場において変形加工を行わなければならない。

- (3) 買受人は、配合大麦については(8)の加工使用期限内に(1)の変形加工及び使用が完了したことについて、単体大麦については(8)の加工期限内に(2)の変形加工が完了したことについて、それぞれ変形加工及び使用又は変形加工の完了後遅滞なく証明を自ら行わなければならない。ただし、買受人が設備、人員等の都合により証明が行えない場合は、当該証明の全部又は一部を1の(4)のアからウに掲げる要件を満たす者に委託して行わせることができるものとする。

- (4) 買受人は、配合大麦、単体大麦の変形加工品又は丸粒大麦を他の用途に供し、譲渡し、又は使用させてはならない。

ただし、第8に規定するところにより転売し、又は貸し付ける場合は、この限りではない。

- (5) 買受人は、指名停止者等に対し、配合大麦又は単体大麦に係る(1)及び(2)に規定する委託その他の業務の委託（以下「大麦委託等」という。）をし、又は買受人から配合大麦若しくは単体大麦を買い受けた買受人の構成員に指名停止者等へ的大麦委託等をさせてはならない。

- (6) 買受人は、(3)の証明の際、確認又は使用した帳簿及び関係書類を、譲渡を行った後2年間保存する。

- (7) 買受人は、「丸粒大麦取扱要領」（平成22年9月2日付け22生畜第1099号生産局長通知。以下「丸粒取扱要領」という。）第2の認定を受けて、単体飼料用大麦として変形加工を行うことなく丸粒のまま供給する飼料用輸入大麦（以下「丸粒大麦」という。）を買い受けた場合は、認定申請時に届け出た畜産経営者以外の者に供給してはならない。

また、買受人は、畜産経営者に、供給された丸粒大麦を大麦の加工を業とする者に対し、加工の委託を行わせてはならない。

*1 単体大麦のばん砕加工による変形加工とは、粉碎機械又はばん砕機械により孔径2.5ミリメートル以下の金網を通過する程度の粒子に加工することをいう。

*2 単体大麦のひき割り加工とは、原麦の1粒を4ツ割程度以上に加工するものであり、ばん砕に当たらないものをいう。

*3 単体大麦の圧ぺん加工とは、1.5ミリメートル程度又は、それ以下の厚さに加圧加工するものであり、ばん砕加工ひき割加工に当たらないものをいう。

(8) 配合大麦としての加工使用期限、単体大麦としての加工期限及び丸粒大麦としての譲渡期限は、売渡飼料大麦の買受人への荷渡指図書交付の日から4か月を経過した日までとする。

また、畜産経営者の丸粒大麦の使用期限は、畜産経営者に搬入された日から原則として2か月以内とする。

ただし、買受人が、買受現品の到着遅延、配合大麦の加工品を使用した配合飼料の在庫の増加、単体大麦の加工品の在庫の増加、丸粒大麦の譲渡を予定していた畜産経営者の丸粒大麦の在庫の増加等やむを得ない理由により、加工使用期限又は加工期限の延長を希望する場合は、工場所在地農政局長等に、譲渡期限の延長を希望する場合は供給先の畜産経営者の所在地*1を管轄する地方農政局長等にそれぞれあらかじめその理由を記載した「加工期限延長届」を提出したときは、この限りではない。

(9) 買受人は、販売を予定していた畜産経営者が家畜の飼養の継続が困難となった場合その他特別な事情により丸粒大麦の使用の必要がなくなった場合は、「丸粒取扱要領」第5の3に定めるところにより畜産局長の承認を受けるとともに、その指示に従わなければならない。

(10) 買受人は、買受人から飼料用麦を買い受けた買受人の構成員に対し、指名停止者等への転売又は貸付けをさせてはならない。

第6 加工及び数量の届出

1 数量等の届出

農産政策部長（物品管理官）が第4の12の(1)により買受人に荷渡指図書を交付する際に、単体小麦ふすま混合飼料の原料に使用する単体小麦の場合は、指定工場別に単体小麦の加工数量及び一般ふすまの混合割合の届出を、配合大麦及び単体大麦の場合は、指定工場別の配合飼料用又は単体飼料用の別（以下「用途別」という。）に「飼料用麦の加工数量等の届出」（様式 3-II-13）を、畜産局長及び工場所在地農政局長等に提出させる。

2 届出の変更

買受人は、1により届け出た指定工場別・用途別加工数量又は畜産経営者別販売数量を変更する場合は、速やかに、「用途等変更届」（様式 3-II-14）を、畜産局長及び工場所在地農政局長等に届け出る。

様式 3-II-13

(P. 飼麦販-34)

【飼料用麦の加工数量等の届出】

*1 供給先の畜産経営者の所在地とは、供給先が丸粒大麦を家畜の飼料として使用するため自ら使用する畜産経営者である場合には当該畜産経営者の住所地、供給先が丸粒大麦を共同利用施設へ直接に搬入し当該施設において加工の上家畜の飼料として使用するため他の畜産経営者と共同して購入する畜産経営者である場合には当該共同利用施設の所在地をいう。

第7 指定工場における飼料用麦の保管

指定工場における飼料用麦は、売買契約、産地銘柄、用途別に保管するものとする。

ただし、原料タンクの収容力の不足が見込まれる場合であって、「証明要領」第2の7に定める事項を確実に実施する場合には、第5の1の(4)及び第5の2の(3)の規定に基づく証明を自ら行う買受人が所有する飼料用麦を保管する指定工場を除いて、売買契約別・用途別の保管を行う必要はない。

第8 転売等の取り扱い

畜産局長は、買受人から飼料用麦の転売又は貸し付け（以下「転売等」という。）の申請があったときは、飼料用麦を転買し、又は借り受けようとする者の在庫が、その責に帰すことができない事由により著しく不足する場合、その他のやむを得ない事情があると認められる場合は、当該申請を承認する。

この場合、畜産局長は、飼料用麦を転買し、又は借り受けた者（以下「転買人等」という。）に対して、(1)から(3)までに定める条件を付す。

- (1) 飼料用麦の転売等について、第5の規定を準用した条件
- (2) 転買人等による加工数量の届出並びに指定工場における保管について、第6及び第7の規定を準用した条件
- (3) 転買人等が行う報告、帳簿の整備等について、第10の規定を準用した条件

第9 単体飼料についての加工譲渡計画書の提出

単体飼料を生産する買受人に、畜産局長が指示した場合には、第4の12により農産政策部長（物品管理官）が荷渡指図書を交付した日から起算して10日以内に「売買契約に係る単体飼料用輸入麦加工・譲渡計画書」（様式3-Ⅱ-15）を提出させる。

第10 報告、帳簿の整備等

- 1 畜産局長は、買受人が、売買契約ごとの飼料用麦を原料として生産した飼料（買受人が自ら生産する場合は、単体小麦又は単体大麦の変形加工品に限る。）の譲渡を完了したときは、速やかに「売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書」（様式3-Ⅱ-16（その1～3））を畜産局長を経由して農林水産大臣に提出させる。
- 2 買受人は、買い受けた飼料用麦及びそれを原料に使用して生産した配合飼料、並びに単体小麦及び大麦の加工品の受払を明確にするために、「売買契約に係る飼料用輸入麦受払台帳」（様式3-Ⅱ-17。以下「受払台帳」という。）を整備する。
- 3 畜産局長は、買受人に、飼料用麦の四半期毎（第4・四半期にあつては在庫状況の確認を含む。）の需給計画を前四半期の最初の月の末

様式3-Ⅱ-14

(P. 飼麦販-35)

【用途等変更届】

様式3-Ⅱ-15

(P. 飼麦販-37)

【売買契約に係る単体飼料用輸入麦加工・譲渡計画書】

様式3-Ⅱ-16

(P. 飼麦販-38)

【売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書】

様式3-Ⅱ-17

(P. 飼麦販-42)

【売買契約に係る飼料用輸入麦受払台帳】

日までに、四半期毎の需給実績を翌四半期の最初の月の末日までに報告させる。

なお、畜産局長は、需給事情を勘案し、別途、報告を求めることができる。

- 4 買受人は、3の受払台帳並びに当該台帳の作成の基礎となった帳簿、書類及び伝票等を製品の譲渡後2年間保存する。

第11 在庫の確保

買受人は、飼料用輸入小麦及び飼料用輸入大麦のそれぞれについて、前年度において政府から買い受けた総量の6分の1に相当する量以上の在庫を保有するよう努める。

第12 指導監督、立入調査等

農林水産省の職員は、第5の1の(4)、第5の2の(3)に定める証明の公正性及び丸粒大麦の適正な流通を確保するため、「政府操作飼料の買受人及び指定工場等に対する指導監督及び立入調査実施要領」(平成13年3月31日付け12生畜第1869号食糧庁長官、生産局長通知)に定めるところにより、買受人、転買人等、指定工場及び畜産経営者に対し、諸帳簿等の調査及び加工の指導監督並びに飼安法第9条第1項の規定に基づく立入調査を行う。

第13 違反に対する措置

- 1 農産局長は、買受人が次のいずれかに該当するときは、当該買受人について、この要領による飼料用麦の売渡しの停止を行うことができる。
 - (1) 買受人が第5の1又は同2の売渡条件に違反したとき。
 - (2) 買受人が第7の規定に違反したとき。
 - (3) 買受人が第6の1又は2の届出を怠ったとき。
 - (4) 買受人が第10の1の報告の提出を怠ったとき。
 - (5) 買受人が第10の3の台帳整備又は同4の台帳保存を怠ったとき。
- 2 農産局長は、転買人等が第8に定めるところにより飼料用麦の転売等に際して付された条件に違反したときは、当該転買人等について、この要領による飼料用輸入麦の売渡しの停止を行うことができる。
- 3 畜産局長は、買受人が第5の1又は2の売渡条件に違反する行為をしたときは、飼安法第6条第2項の規定による違約金を徴収する。
- 4 農産局長は、買受人が1の(1)の売渡条件に違反したことを事由として、飼料用麦の売渡しの停止を行い又は違約金を徴収する場合には、税関長に通報する。

第14 売渡結果の公表及び報告

畜産局長は、飼安法第8条の規定に基づき、売渡価格等の事項について公表を行う。

第15 その他

1 第3の2並びに第4の1の(1)、3、4、5の(4)、7の(1)、9、10及び12の(1)に係る事務については、原則として、情報管理システムを利用する。

2 農産局長（契約担当官）は、買受資格者が本要領に規定する業務を第三者に委任する場合には、「委任状」（様式3-Ⅱ-18）を提出させる。

令和5年2月24日付け4農産第4601号

附 則

（施行期日）

この改正は、令和5年2月24日から施行する。ただし、第3章のⅡの第4の11のうち納入告知書の明細に係る改正については、令和5年10月1日から施行する。

様式3-Ⅱ-18

（P. 飼麦販-43）

【委任状】

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、買受申込書の提出をもって誓約いたします。

別 紙 3－Ⅱ－2

輸入麦の保管場所の要件等について

1 輸入麦の保管場所の要件

第4の7の(2)に定める保管場所の要件は、次のすべてを満たすものとする。

なお、輸入麦の保管に当たって発生した清掃残さ（搬入時の荷こぼれした麦やベルトコンベア及びサイロ内外に残った麦等であって清掃時に集められたものをいう。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令に則して、廃棄処分又は非食用としての処分を行う。この場合において、飼料用としての使用又は飼料工場を有する者への譲渡を行ってはならない。

- (1) 関税法（昭和29年法律第61号）第42条に規定する保税蔵置場の許可を受けた倉庫（サイロを含む。以下同じ。）
- (2) 庫外投薬機を使用したリン化水素によるくん蒸が可能である倉庫その他庫外投薬機を使用したリン化水素によるくん蒸が可能な倉庫に庫移しを行うために買受予定人があらかじめ寄託契約を締結する等円滑かつ迅速にリン化水素くん蒸を実施できると農産局長が認めた倉庫
- (3) くん蒸指定倉庫（輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に基づくくん蒸指定倉庫をいう。以下同じ。）その他くん蒸指定倉庫に庫移しを行うために買受予定人があらかじめ寄託契約を締結する等円滑かつ迅速にくん蒸を実施できると農産局長が認めた倉庫
- (4) 輸入麦の入出庫量を確実に計量し得る設備を備えている倉庫
- (5) 貯蔵その内の輸入麦の温度を測定できる器具又は装置を備えている倉庫
- (6) 輸入麦の適切な保管管理を行うための規程を定めている倉庫
- (7) 積来船ごとに農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に規定する種類、銘柄、等級等に区分して保管管理が可能な倉庫

2 保管場所を所有する保管業者が実施する事務

乙は、輸入麦の保管場所を所有する保管業者に対し、次に定める事務を実施させる。

- (1) 荷渡指図書（本符）によらなければ、いかなる場合も、また何人にも引き渡さないこと。
- (2) 乙から荷渡指図書（本符）の提示を受けたときは、荷渡指図書の用紙、記載内容、物品管理官名等を確認すること。
- (3) 乙から荷渡指図書（本符）の提示を受けたときは、提示年月日を記入し、倉番（サイロにあってはビンをいう。以下同じ。）までの記入がある場合を除き、自ら倉番を決定し、荷渡

指図書（本符）の該当欄に記入すること。

- (4) あらかじめ乙から荷渡指図書（本符）裏面に記載する買受人の住所、名称、代表者役職・氏名等の情報を入手し、乙から提示された荷渡指図書（本符）と引換えに輸入麦を引き渡すときは、荷渡指図書（本符）裏面の引渡物品受領確認欄の記載内容とを照合して、乙の真正を確認すること。
- (5) 当該輸入麦の引渡し（麦の搬出を行わないで、在庫のまま乙に所有権が移る場合を含む。以下同じ。）に当たっては、上記(1)～(4)を行った上で、当該荷渡指図書と引換えに、かつ、その記載事項に従い、正当と認められる乙に当該麦を引き渡すこと。
- (6) 乙に対し、輸入麦引渡しの所定の手続を完了したときは、遅滞なく物品管理官あてに引渡報告書（決定倉番、荷渡指図書の提示年月日等を記載した荷渡通知書をいう。）を提出すること。
- (7) 乙が直ちに現品の搬出（出庫）を行わない場合は、その寄託申込みにより別はいとして特定保管（分置保管）し、又は物品管理官及び物品管理官から引渡しを受けた寄託者との混合保管のまま受寄することができること。（原則として倉番別とする。ただし、物品管理官が認めた場合はロット別とする。）
- (8) 乙から寄託物品の出庫請求があった場合には、その荷渡指図書（本符）提示のとき決定した出庫倉番から出庫すること。（なお、出庫後の物品については、これを在庫中の物品と取替えを行わない。）

別 紙 3－Ⅱ－3

年 月 日

〇〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 殿

会社名

役 職

代表者名

輸入港間の数量変更に係る同意書

〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までの間に、貴社が農林水産省農産局長と契約締結する飼料用輸入麦売買契約に基づき手配する積来船に、当社分の飼料用輸入麦が混載されている場合において、貴社が当該本船の輸入港間での搬入数量を当初契約数量から変更することについて、同意します。

飼 料 用 輸 入 麦 買 受 申 込 書

申込書提出日： 年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名 称
代表者

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章のⅡ第3の規定に基づき、同要領第3章のⅡ別紙3－Ⅱ－1を承知の上、下記のとおり買受申込みをします。
なお、当該買受申込みに係る販売の見積合せに参加します。

年 月買受分

記

(単位:トン)

麦の種類	輸入港名	バース名	産 地 国 別 数 量					備 考
飼料小麦								
飼料大麦								

(注)

- 1 買受申込みの際にバースが確定していない場合は、同一輸入港内で荷揚げする可能性がある複数のバースを記入することができる。この場合、産地国別数量内訳欄には、これらのうちいずれか一つのバースに申込数量を記入し、その他のバースには数字の「0」を入力すること。
- 2 買受申込書は、不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由による場合であってやむを得ない事情があると農産局長が認めたときを除き、変更することはできない。
- 3 検収前又は検収後において、買受申込書に記載したバース以外にある保管場所へ移送する買受予定人は、その旨を速やかに買入受託者に連絡すること。

【留意事項】

買受申込人は、不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由による場合であってやむを得ない事情があると農産局長が認めたときを除き、買受申込みを行った飼料用輸入麦に係る見積合せに、必ず参加しなければならない。

農産局長は、買受申込みを行った買受資格者が売買契約を締結する意思を持って2の買受申込みをしていないと認めるときは、当該買受申込人について、売買契約を締結する意思がないことが判明した日から4か月の間、当該買受申込人からの買受申込みを受け付けない。

飼料用輸入麦販売に係る見積合せの実施について

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 ○○○○

飼料用輸入麦の販売に係る見積合せを、下記のとおり実施しますので通知します。

記

1. 販 売 対 象 麦 の 種 類
2. 銘 柄 及 び 数 量
3. 引 渡 条 件
4. 現 品 引 渡 日
5. 見積合せに参加する者に必要な資格

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。)第3章のⅡに基づき農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が承認した買受資格者であって、買受申込みを行った者であること。ただし、農産局長が特に必要と認めて見積合せを実施する場合は、この限りでない。

6. 契 約 条 項 を 示 す 場 所
7. 見 積 合 せ の 日 時 及 び 場 所
8. 見 積 書 に 関 する 事 項

見積書に記載する金額は、消費税及び地方税相当額(以下「消費税相当額」という。)を含まない金額とし、契約金額は見積書に記載された金額(複数のロットを購入した場合は、当該見積書に記載された各ロットごとの金額を合算した金額)に消費税相当額(この金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入して得た金額)を加算した額とする。

9. 見 積 り の 無 効
次の各号の一に該当する申込みは無効とする。
(1) 買受資格がない者がした申込み。

- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条に該当する者がした申込み。
- (3) 食料安定供給特別会計(食糧管理勘定)事業用物品競争契約指名停止等措置要領(平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知)に基づく指名停止を受けている期間中の者がした申込み。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者がした申込み。ただし、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者であって、手続開始の決定がなされた後において買受資格の再認定を受けている者は除く。
- (5) 見積書の提出に際し、虚偽の申告をした者がした申込み。
- (6) 見積価格を訂正した申込み、円未満の端数を付した申込みその他所定の記載方法によらない申込み。
- (7) 同一人が、同一ロットに対し2通以上の見積書を提出して行った申込み。
- (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした申込み。
- (9) 本通知において見積書の提出に関して制限を設けた場合に、その制限に反して見積書を提出した者の申込み。
- (10) 買受申込みの内容と異なるもの。(不可抗力その他買受申込人の責に帰さない事由によりやむを得ないと農産局長が判断した場合を除く。)
- (11) 暴力団排除に係る誓約事項基本要領第3章別紙2について、虚偽又はこれに反する行為が認められた申込み。

10. 買 受 予 定 人 の 決 定 方 法

- (1) 販売予定価格以上の価格の申込みを行った買受申込人のうち、申込価格の高いものから順次販売可能数量に達するまでの買受申込人をもって買受予定人とする。
- (2) 買受可能となるべき同一価格の申込みをした買受申込人が2人以上あるときは、申込数量の多い者から順次買受予定人とする。
- (3) 買受可能となるべき同一価格、同一数量の申込みをした買受申込人が2人以上あるときは、直ちに当該買受申込人にくじを引かせて買受予定人を決定する。
- (4) (3)の場合において、情報管理システムを利用した見積合せの場合は、買受申込人に代わって、見積合せを執行する職員以外の職員にくじを引かせる。
- (5) (1)から(4)までの場合において、最後の順位の買受申込人の申込数量が他の申込人の申込数量と合計して販売可能数量を超える場合は、その超える数量については申込みがないものとする。

11. 契 約 保 証 金 の 納 付

買受予定人として決定された者は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9に規定する契約保証金を、契約締結までに食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長(以下「契約担当官」という。)に納付すること。ただし、契約担当官から契約保証金を免除する旨の通知を受けている場合には、この限りでない。

12. 契 約 の 締 結 に 関 する 事 項

買受予定人として決定された者は、基本要領第3章のⅡ第4の5の定めるところにより飼料用輸入麦売買契約書を作成し、記名押印の上、契約担当官に提出すること。

13. その他

見積合せ申込者は、基本要領及び当該要領に定める飼料用輸入麦売買契約書の契約条項等を熟知の上、見積合せに参加すること。また、契約者は、別添のとおり、販売に際しての条件を遵守すること。

14. 契約締結期限

契約の締結期限は、○年○月○日とする。

(注) 様式については、事情により訂正することがある。

別 添

飼料用輸入麦の販売に際しての条件

買受人(買受人が団体の場合は、当該団体の構成員を含む。)は、下記の事業者に対して、買い受けた飼料用輸入麦について、転売、貸借その他の処分及び変形加工その他の業務の委託を行うことはできませんので、御留意願います。

記

事業者名	所 在 地	禁止期間

年 月 日

販 売 ロ ッ ト 表

見積合せ日： 年 月 日

ロット番号	産地国銘柄	販売数量 (単位:トン)	備 考

見 積 書

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官

農林水産省農産局長 ○○○○ 殿

所 在 地
名 称
代表者名

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章のⅡ第4の3に基づき、同要領第3章のⅡ別紙3－Ⅱ－1を承知の上、下記のとおり買い受けたいので提出します。

記			
ロット番号	産地国銘柄	買受数量 (単位:トン)	単 価 (円/トン)

(注) 単価は、消費税抜きの額を記入。

飼 料 用 輸 入 麦 売 買 契 約 締 結 通 知 書 (〇〇月積分)

年 月 日締結分

年 月 日

買入受託者

〇 〇 〇 〇 殿

食料安定供給特別会計契約担当官

農林水産省農産局長 〇〇〇〇

下記のとおり売買契約を締結したので、通知します。

記

売買契約番号	ロット番号	産地国銘柄	輸入港名	バース名	売買契約 締結者名	売買契約数量 (単位:トン)	備 考

融 資 証 明 書

(買受資格者) 殿

○年○月○日より○年○月○日までの間において、貴社が食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長と飼料用輸入麦売買契約を締結したときは、その契約の履行に支障のない金額(○○○万円)を融資することを証明します。

年 月 日

(銀行等名)

注：「契約の履行に支障のない金額」については、別紙計算書に計算式を記載すること。
単位は十万円未満を切り上げること。

(別紙)

「契約の履行に支障のない金額」の計算書

1 飼料用輸入麦の売買契約(一般国家貿易)

{(前年(暦年)買受総数量÷12か月)×作成時の政府売渡価格(公表価格)}×1.0か月

{(トン÷12か月)× 円}×1.0か月 = 円

一般国家貿易合計 円

(注)前年(暦年)買受総数量は、前年(暦年)に食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長と締結した飼料用輸入麦の売買契約の総数量を記入。

2 飼料用輸入麦の特別売買契約(SBS)

{(前年(暦年)買受総数量÷12か月)×(前年契約単価の実績加重平均価格×1.05)}×1.0か月

① 銘柄名

{(トン÷12か月)×(円×1.05)}×1.0か月 = 円

② 銘柄名

{(トン÷12か月)× 円×1.05)}×1.0か月 = 円

SBS合計 円

(注)前年(暦年)買受総数量は、前年(暦年)に食料安定供給特別会計支出負担行為担当官及び食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長と締結した飼料用輸入麦の特別売買契約の総数量を銘柄ごとに記入。

3 「契約の履行に支障のない金額」

一般国家貿易合計 円 + SBS合計 円 = 万円

経 営 状 況 報 告 書

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 殿

所 在 地
名 称
代 表 者

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第3章のⅡ 第4の6の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 変更前

2 変更後

3 理 由

(施行注意)

本様式に収まらない場合は、別紙等に記載することとし、その旨を本様式に適宜注記すること。

バース及び保管場所通知書

年 月 日

買入受託者 殿

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 ○○○○ 殿

所在地
名称
代表者

下記のとおりバース及び保管場所を決定したので、通知します。

記

積来船名

売買契約番号

輸入港名	バース名	産地国銘柄	契約数量 (単位:トン)	保管場所			搬入予定 数 量 (単位:トン)	備 考
				倉庫名	倉所名	保管可能数量 (単位:トン)		

(注) 1 バース名欄には付録のロット番号ごとにバース名を1つ記入すること。
2 港内の配船順位の希望がある場合は、備考欄にその旨を記入すること。

輸入港間の数量の変更報告書

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 ○○○○ 殿

年 月 日

所在地
名称
代表者

下記のとおり数量変更することとなったので、報告します。

記

積来船名

産地国銘柄

売買契約番号

売買契約数量 (単位:トン)	輸入港名	バース名	保管場所		搬入予定数量 (単位:トン)	変更後 搬入予定数量 (単位:トン)	備 考
			倉庫名	倉所名			

検 収 予 定 通 知 書

年 月 日

殿

食料安定供給特別会計契約担当官

農林水産省農産局長 ○○○○

下記の売買契約における現品の引渡しを行う飼料用輸入麦について、検収予定を通知します。

記

検収予定日： 年 月 日

荷渡指図書発行予定日： 年 月 日

売買契約番号	積来船名	輸入港名	検収場所		産地国銘柄	検収予定数量 (単位:kg)	備 考
			倉庫名	倉所名			

買 受 申 出 書

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 殿

買受人名

(代理人名)

飼料用輸入麦売買契約書第○条第○項に基づき、輸入麦の買受けを下記のとおり申し出ます。

記

売買契約番号:

契約年月日 : 年 月 日

積来船名	輸入港名	検収場所		産地国銘柄	買受数量 (単位:kg)	契約単価 (円/トン)	代 金	用 途
		倉庫名	倉所名					
小 計	—	—	—	—		—		—
消 費 税	—	—	—	—	—	—		—
合 計	—	—	—	—		—		—

(注) 1. 買受数量欄には検収予定通知書の検収予定数量と同量の値を記入すること。

2. 用途欄は、配合飼料用又は単体飼料用の別を記入すること。

年 月 日

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

買受人名: _____

加工期限延長届(飼料用小麦)

買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳				加工期限	加工延長	用途変更日	配合飼料	単体飼料	証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
										工場名	所在県	配合飼料	単体飼料								

(注)1 加工延長を希望する飼料用麦のデータを明記のこと。

2 加工延長は加工期限から原則1ヶ月以内とし、これを越える場合には「備考」にその理由を明記のこと。

(理由の例) ○○工場で当初○○トと見込んだ需要量が○○○○○○○○○○の理由で減少し、
期限内に加工が完了する見込みが無いことから加工延長を申請したい。
なお、延長期間を○ヶ月と見込んだ根拠は、○○○○○○○○のためである。
(根拠の例: 現在の在庫数量÷月の需要量＝1.5か月)

年 月 日

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

買受人名：_____

加工期限延長届(飼料用大麦)

買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳					加工期限	加工延長	用途変更日				証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
										工場名／ 農家名	所在県	配合飼料	単体飼料	丸粒				配合飼料	単体飼料	丸粒			

(注)1 加工延長を希望する飼料用麦のデータを明記のこと。

2 加工延長は加工期限から原則1ヶ月以内とし、これを越える場合には「備考」にその理由を明記のこと。

(理由の例) ○○工場で当初○○トと見込んだ需要量が○○○○○○○○○○の理由で減少し、

期限内に加工が完了する見込みが無いことから加工延長を申請したい。

なお、延長期間を○ヶ月と見込んだ根拠は、○○○○○○○○のためである。

(根拠の例: 現在の在庫数量÷月の需要量＝1.5か月)

年 月 日

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

買受人名: _____

飼料用麦の加工数量等の届出

大麦

買受人	輸入業者名	荷渡指 図書交 付日	配合・ 単体・ 丸粒	契約年 月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳				
										工場名／農家名	所在県	配合飼料	単体飼料	丸粒

小麦

買受人	輸入業者名	荷渡指 図書交 付日	配合・ 単体	契約年 月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳			
										工場名	所在県	配合飼料	単体飼料

- (注) 1 会計年度別に、大麦、小麦を記載する。
2 買受人及び輸入業者名は、略称を使用する。
3 産地国は、米、加、豪、露、ウクライナ等で記入する。

年 月 日

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

買受人名: _____

用途等変更届(飼料用小麦)

旧	買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳				加工期限	加工延長	用途変更日	配合飼料	単体飼料	証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
											工場名	所在県	配合飼料	単体飼料								



新	買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳				加工期限	加工延長	用途変更日	配合飼料	単体飼料	証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
											工場名	所在県	配合飼料	単体飼料								

新	買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳				加工期限	加工延長	用途変更日	配合飼料	単体飼料	証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
											工場名	所在県	配合飼料	単体飼料								

- (注)1 用途変更を希望する飼料用麦のデータを明記のこと。
- 2 用途変更による新旧を明らかにすること。
- 3 用途変更を必要とする理由を「備考」に明記のこと。
- (理由の例) ○○工場で配合飼料として加工する予定であったが、○○○○○○○○○○の理由から、
○○工場で○○として加工する必要が生じたため、用途変更を申請したい。

年 月 日

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

買受人名: _____

用途等変更届(飼料用大麦)

旧	買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳					加工期限	加工延長	用途変更日	配合飼料	単体飼料	丸粒	証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
											工場名／ 農家名	所在県	配合飼料	単体飼料	丸粒									

↓

新	買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳					加工期限	加工延長	用途変更日	配合飼料	単体飼料	丸粒	証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
											工場名／ 農家名	所在県	配合飼料	単体飼料	丸粒									

新	買受人	輸入業者名	荷渡指図書交付日	配合・単体	契約年月日	契約番号	船名	産地国	保管場所 (サイロ名)	数量合計 (t)	内 訳					加工期限	加工延長	用途変更日	配合飼料	単体飼料	丸粒	証明完了 年月日	加工完了 報告書	備考
											工場名／ 農家名	所在県	配合飼料	単体飼料	丸粒									

- (注)1 用途変更を希望する飼料用麦のデータを明記のこと。
- 2 用途変更による新旧を明らかにすること。
- 3 用途変更を必要とする理由を「備考」に明記のこと。
- (理由の例) ○○工場で配合飼料として加工する予定であったが、○○○○○○○○○○の理由から、
○○工場で○○として加工する必要が生じたため、用途変更を申請したい。

売買契約に係る単体飼料用輸入麦加工・譲渡計画書

年 月 日

畜産局長 殿

買受人名
代表者氏名

売買契約に係る単体飼料用輸入（小・大）麦の加工及び加工品の譲渡について、次のとおり計画書を提出します。

売買契約年月日 年 月 日（引渡年月日 年 月 日）

加工期限 年 月 日

引 渡					加 工		加 工 品 譲 渡				備 考
○年○月○日 第○回分 (契約番号)	数 量	単 価 (包装込み トン当たり)	金 額	指定工場名	指定工場所 在都道府県	数 量	譲渡先名	譲渡先所在 都 道 府 県	数 量	譲渡予定 年 月 日	
	kg	円	円			kg			kg		
計	本 体										
	税 込										

- (注) 1 種類（小麦、大麦）別に別葉とする。
2 「引渡年月日」は、荷渡指図書の交付日とする。

売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書（単体小麦用）

年 月 日

農林水産大臣（畜産局長経由） 殿

買受人名
代表者氏名

売買契約に係る単体飼料用輸入小麦の加工品の譲渡について、次のとおり報告します。

年 月 日 第 回分 (契約番号)	引 渡					加 工		加 工 品 譲 渡						備 考
	年 月 日	数 量	単 包 装 込 み 当 り 価	金 額	指 定 工 場 名	数 量	製 品 数 量 圧ぺん加工	譲 渡 年 月 日	譲 渡 先		製 品 数 量 圧ぺん加工	単 価	金 額	
									名 称	所都 道府 在県				
		kg		円		kg	kg				kg	円	円	
計	本体													
	税込													

(注) 1 「引渡年月日」は、荷渡指図書の交付日とする。

2 「譲渡先」欄は、証明要領に基づく証明を行った加工品の譲渡先とする。

3 転売し又は貸し付けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転売し又は貸し付けた旨、転買人等の氏名又は名称及び転買人による保管の場所を記入する。

4 転買し又は借り受けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転買し又は借り受けた旨、買受人の氏名又は名称及び買受人による保管の場所を記入する。

売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書（単体大麦用）

年 月 日

農林水産大臣（畜産局長経由） 殿

買受人名
代表者氏名

売買契約に係る単体飼料用輸入大麦の加工品の譲渡について、次のとおり報告します。

年 月 日 第 回分 (契約番号)	引 渡					加 工					加 工 品 譲 渡													備 考	
	年 月 日	数 量	単 包 装 込 み 価	金 額	指定 工場 名	数 量	製 品 数 量					譲 渡 年 月 日	譲 渡 先		製 品 数 量					単 価					金 額
							ば ん 砕	ひ き 割	圧 ぺ ん	外 皮	計		名 称	所 都 道 府 在 県	ば ん 砕	ひ き 割	圧 ぺ ん	外 皮	計	ば ん 砕	ひ き 割	圧 ぺ ん	外 皮		
		kg		円		kg	kg	kg	kg	kg	kg				kg	kg	kg	kg	kg	円	円	円	円	円	
計	本体																								
	税込																								

- (注) 1 「引渡年月日」は、荷渡指図書の交付日とする。
2 「譲渡先」欄は、証明要領に基づく証明を行った加工品の譲渡先とする。
3 転売し又は貸し付けた単体飼料用輸入大麦については、備考欄に、転売し又は貸し付けた旨、転買人等の氏名又は名称及び転買人による保管の場所を記入する。
4 転買し又は借り受けた単体飼料用輸入大麦については、備考欄に、転買し又は借り受けた旨、買受人の氏名又は名称及び買受人による保管の場所を記入する。

売買契約に係る飼料用輸入麦加工品譲渡状況報告書（配合飼料用）

年 月 日

農林水産大臣（畜産局長経由） 殿

買受人名
代表者氏名

売買契約に係る配合飼料用輸入（小・大）麦を使用した配合飼料の譲渡について、次のとおり報告します。

年 月 日 第 回分 (契約番号)	引 渡					加 工	配 合 飼 料 譲 渡					備 考
	引 渡 年月日	引 渡 数 量	引渡単価 (包装込み トン当り)	引渡金額	指 定 工場名	加 工 使 用 数 量	譲 渡 年月日	譲渡先	譲 渡 数 量	譲渡単価 (トン当り)	譲渡金額	
		kg	円	円					kg	円	円	
計	本 体											
	税 込											

- (注) 1 種類（小麦、大麦）別に別葉とする。
 2 「引渡年月日」は、荷渡指図書の交付日とする。
 3 「譲渡先」欄は、証明要領に基づく証明を行った加工使用品の譲渡先とする。
 4 転売し又は貸し付けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転売し又は貸し付けた旨、転買人等の氏名又は名称及び転買人による保管の場所を記入する。
 5 転買し又は借り受けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転買し又は借り受けた旨、買受人の氏名又は名称及び買受人による保管の場所を記入する。

売買契約に係る飼料用輸入麦譲渡状況報告書（丸粒大麦用）

年 月 日

農林水産大臣（畜産局長経由） 殿

買 受 人 名
代表者氏名

売買契約に係る丸粒大麦の譲渡について、次のとおり報告します。

年 月 日 第 回分 (契約番号)	引 渡				譲 渡						備 考	
	年 月 日	数 量	単 価 包ト 装ン 込当 みたり	金 額	年 月 日	譲 渡 先		数 量	単 価	金 額		
						名 称	所在 都道府県					
		kg	円	円				kg	円	円		
計	本 体											
	税 込											

(注) 1 「引渡年月日」は、荷渡指図書の交付日とする。
2 転売し又は貸し付けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転売し又は貸し付けた旨、転買人等の氏名又は名称及び転買人による保管の場所を記入する。
3 転買し又は借り受けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転買し又は借り受けた旨、買受人の氏名又は名称及び買受人による保管の場所を記入する。

売買契約に係る飼料用輸入（小・大）麦受払台帳

		加 工		譲 渡			
		指定工場名	数 量	譲渡年月日	譲 渡 先	数 量	
	kg		kg			kg	

- (注) 1 種類（小麦、大麦）別、用途（単体、配合、丸粒大麦）別に別葉とする。
- 2 「譲渡先」蘭は、証明要領に基づく証明を行った加工使用品の譲渡先又は丸粒大麦の販売先とする。
- 3 用途が丸粒大麦の場合は、加工（指定工場名、数量）蘭は空欄とする。
- 4 転売し又は貸し付けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転売し又は貸し付けた旨、転買人等の氏名又は名称及び転買人による保管の場所を記入する。
- 5 転買し又は借り受けた単体飼料用輸入小麦については、備考欄に、転買し又は借り受けた旨、買受人の氏名又は名称及び買受人による保管の場所を記入する。

委 任 状

年 月 日

食料安定供給特別会計契約担当官

農林水産省農産局長 ○○○○殿

所 在 地

名 称

代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 委任期間

年 月 日から 年 月 日までの間

(ただし、この委任期間内に締結した契約に係る債務及び約定事項の履行については、この委任期間経過後もなお効力を有するものとする。)

2 委任事項

- (1) 飼料用輸入麦の買受申込書の提出に係る件
- (2) 飼料用輸入麦の見積合せに係る件
- (3) 飼料用輸入麦の買受けに係る契約の締結及びこの契約に基づく買受申出書の提出に関する件
- (4) 納入の告知の受領に関する件
- (5) 買入代金の納入、現品の受領に関する件
- (6) 復代理人選任に関する件
- (7) その他、契約履行に関する一切の件

〔受任者〕

所 在 地

名 称

代表者役職

氏 名